

# 就業規則等規定例

## 第〇条（賃金）

会社は、契約社員およびパートタイマーの賃金を別表「賃金テーブル規程」のとおり定める。

### 賃金テーブル規程

#### 第〇条（賃金テーブルへの格付け）

会社は、能力および経験等に基づき、各等級に格付けする。

2 新規採用者は、原則として、契約社員およびパートタイマーはともに1等級に格付けする。

#### 第〇条（昇格）

昇格は、人事考課の査定ランクが〇回連続で〇評価以上になった場合で、かつ、上位等級に相当する能力を有すると会社が判断した者について、原則として毎年〇月に行う。

#### 第〇条（降格）

降格は、人事考課の査定ランクが〇回連続で〇評価以下になった場合で、かつ、当該等級に相当する能力を有すると会社が判断した者について、原則として毎年〇月に行う。

区分	契約社員	パートタイマー
6等級	通算契約期間10年程度の者で係長と同等程度の職務を行う者 月給 24万円	通算契約期間10年程度の者で係長と同等程度の職務を行う者 時給 1,500円
5等級	通算契約期間7年以上の者で係長と同等程度の職務を行う者 月給 22.4万円	通算契約期間7年以上の者で係長と同等程度の職務を行う者 時給 1,400円
4等級	通算契約期間5年以上の者で主任と同等程度の職務を行う者 月給 20.8万円	通算契約期間5年以上の者で主任と同等程度の職務を行う者 時給 1,300円
3等級	通算契約期間3年以上の者で主任と同等程度の職務を行う者 月給 19.2万円	通算契約期間3年以上の者で主任と同等程度の職務を行う者 時給 1,200円
2等級	通算契約期間2年以上の者で係員と同等程度の職務を行う者 月給 17.6万円	通算契約期間2年以上の者で係員と同等程度の職務を行う者 時給 1,100円
1等級	通算契約期間2年未満の者 月給 16万円	通算契約期間2年未満の者 時給 1,000円

※ 職務評価を実施し、その結果を賃金テーブルに反映させる場合は、p.37の留意点をご参照の上、ご作成ください。

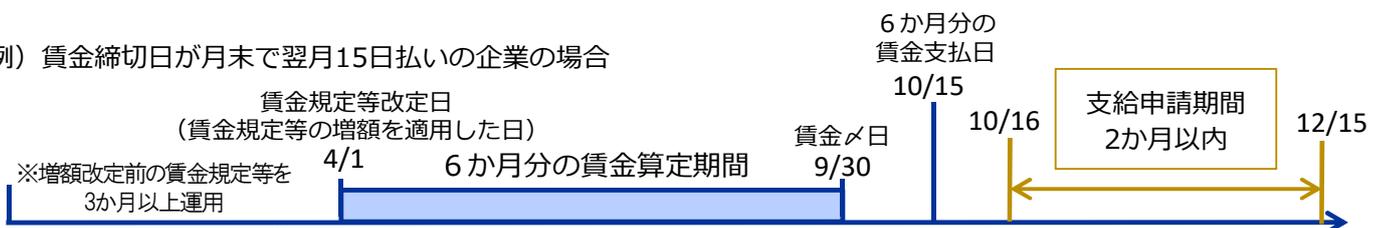
## 支給申請期間

○ 対象労働者の賃金規定等を改定した（賃金規定等の増額を適用した）後6か月分の賃金を支給した日※の翌日から起算して2か月以内に申請してください。

※ 就業規則等の規定により、時間外手当を実績に応じ基本給等とは別に翌月等に支給している場合、6か月分の時間外手当が支給される日を賃金を支給した日（時間外勤務の実績がなく、結果として支給がない場合を含む。）

※ 賃金規定等の改定日が賃金締切日の翌日でない場合は、賃金規定等の改定日以降の最初の賃金締切日後6か月分。いずれも勤務をした日数が11日未満の月を除く。

（例）賃金締切日が月末で翌月15日払いの企業の場合



※職務評価加算を申請する場合は、賃金規定等の改定前に職務評価を実施し、その結果を改定に反映していることが必要です。